

令和7年和光市議会3月定例会

議案に対する発言通告書

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和 7 年 2 月 21 日

令和 7 年 2 月 21 日			
午前・後 11 時 25 分受付			
受付番号	1	発言順位	1

和光市議会議員 様

議席番号 13 番

和光市議会議員

菅 原

満

議案 番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
9 号	和光市犯罪被害者等支援条例を定めることについて	(1) 第9条の啓発活動等とは、具体的内容はどのようなものを想定しているのか伺います。 (2) 第10条の人材の育成とは、具体的にどのようなことを想定しているのか伺います。	
21 号	令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第6号)	款2項1目14 市民文化センター施設整備 空調設備改修工事設計業務委託料 990 万円が減額となっているが、昨年6月の補正予算からの経過を伺います。	
25 号	令和7年度埼玉県和光市一般会計予算	款2項1目14 市民文化センター施設整備 (1) 空調設備改修工事設計業務委託料の計上額が令和6年度一般会計補正予算(第6号)から増額となっているが、この理由について伺います。 (2) 関連して、令和6年度での冷温水発生機改修工事は、完了したのか伺います。 款2項1目15 扶助費の犯罪被害者等見舞金で 40 万円の計上とした理由を伺います。	
32 号	市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて	なぜ、今議会での提案となったのか伺います。	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案 番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
33 号	和光市教育委員会教育長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて	なぜ、今議会での提案となったのか伺います。	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和 7 年 2 月 26 日

令和 7 年 2 月 26 日
午前・後 9 時 51 分受付
受付番号 2 発言順位 2

和光市議会議長 様

議席番号 4 番

和光市議会議員 吉田 活世

議案 番号	発 言 事 項	要 旨	答 弁 者
4号	訴えの提起について	(1) 屋根貸し太陽光発電事業の概要について (2) 訴訟に至った経緯について	
10号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて	(1) 職員組合との交渉の経緯について	
11号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて	和光市の対象建築物と影響額について	
18号	和光市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	現在の水道技術管理者について	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案 番号	発 言 事 項	要 旨	答 弁 者
32号	市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて	減額に関する議案の提出が3月定例会になった理由について	
33号	和光市教育委員会教育長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて	減額に関する議案の提出が3月定例会になった理由について	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和7年2月26日

令和7年2月26日			
午前・後10時47分 受付			
受付番号	3	発言順位	3

和光市議会議長 様

議席番号 1 番

和光市議会議員 松 永 靖 恵

議案 番号	発言事項	要 旨	答弁者
議案 第4号	訴えの提起 について	平成31年度分から令和5年度分までの使用料相当額29万5,200円の支払いに応じなかったとのことだが、支払い通知や催促をしていたのか伺う。	
議案 第21号	令和6年度 埼玉県和光 市一般会計 補正予算 (第6号)	款-4 衛生費 項-2 清掃費 目-2 ごみ処理費 清掃センター焼却施設運転管理について フォークリフト借上契約後に受注者側の事情により納車されなかったとのことですが、契約後に納車されなかった受注者側の事情について伺う。	
議案 第32号	市長の給料 の減額に関 する特例条 例を定める ことについ て	条例案の趣旨、どのような検討をされてきたのか伺う。また、給料減額が10分の2とされている根拠について伺う。	
議案 第33号	和光市教育 委員会教育 長の給料の 減額に関す る特例条例 を定めるこ とについて	条例案の趣旨、どのような検討をされてきたのか伺う。また、給料減額が10分の1とされている根拠について伺う。	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。